

中古機協発 第 10 号
平成 28 年 11 月 17 日

中古機流通協議会 構成団体 各位

中古機流通協議会
委員長 伊坂 重



回収対象遊技機が回収・撤去期限を過ぎても
設置されている営業所に対する措置について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

11 月 9 日開催の第 103 回中古機流通協議会におきまして、回収対象遊技機が
本年 12 月 31 日の回収・撤去期限を過ぎても設置されている営業所に対する具
体的な措置について協議の結果、「当該営業所に対して、回収対象遊技機が撤去
された日から起算して 6 カ月間、中古遊技機（ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機）
に関する保証書の発給停止措置を講ずることができる」ことを決議いたしまし
たので、各組合員・会員に周知徹底されますようお願い申し上げます。

以上